

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条から第四条まで 別表（第二条関係）		第一条から第四条まで 別表（第二条関係）	
事務 一から十六まで （現行のとおり）	名称 （現行のとおり）	額 1 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） 3 （現行のとおり） (1) 内容積三十リットル以上の容器 一つにつき二百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた金額 (2) 内容積五リットル	徴収時期 （現行のとおり）
事務 一から十六まで （略）	名称 （略）	額 1 （略） 2 （略） 3 （略） (1) 内容積三十リットル以上の容器 一つにつき二百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた金額 (2) 内容積五リットル	徴収時期 （略）

<p>十八から二十まで (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>ル以上三十リットル未満の容器一個につき二百十円 (3)及び(4) (現行のとおり) 4 (現行のとおり) (1)から(6)まで (現行のとおり) (7) 内容積一リットル未満の容器一個につき八十円</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>十八から二十まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ル以上三十リットル未満の容器一個につき二百十円 (3)及び(4) (略) 4 (略) (1)から(6)まで (略) (7) 内容積一リットル未満の容器一個につき九十円</p>	<p>(略)</p>